［項を削る。］			
第一条第十六項	法	比率であって、次項に規定する連結資本バッファー比率、第二十一項に規定する連結レバレッジ比率及び第二十三項に規定する連結レバレッジ・バッファー比率以外の比率をいい、同表中「連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率」、「連結Ｔｉｅｒ１比率」及び「連結総自己資本比率」とは、当該連結自己資本比率のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率	
	銀行法	比率	
第二条第一項	連結自己資本比率を	前条第十六項に規定する連結自己資本比率を	
	同じ。）又はレバレッジ比率（単体レバレッジ比率又は連結レバレッジ比率をいう。以下この条において同じ。）	同じ。）	
	若しくは第三号又は第二項第一号	又は第二項第一号	
	若しくは第三号		
	自己資本比率又はレバレッジ比率	自己資本比率	
	それぞれ非対象区分又はレバレッジ非対象区分	非対象区分	
	同条第一項（それぞれ単体自己資本比率又は単体レバレッジ比率に係る部分に限る。）又は第二項（それぞれ連結自己資本比率又は連結レバレッジ比率に係る部分に限る。）	同条第一項又は第二項	

第一条第十二項			
	比率であって、次項に規定する連結資本バッファー比率以外の比率をいい、同表中「連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率」、「連結Ｔｉｅｒ１比率」及び「連結総自己資本比率」とは、連結自己資本比率のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率		
比率			
［項を加える。］			
［項を加える。］			